

室町幕府女房の基礎的考察

—足利義晴期を中心として—

羽田聰

はじめに

いま、室町幕府女房と聞かされて、どれほどの人が具体的なイメージを持ちうるであろうか。例えば、記録を読んでいる時、重要な箇所である女房が登場しても、出自などは記主にとつてあまりにも当たり前の情報であるため余程のことがなければ書かれることはなく、その人が出てくる場面として果たしてふさわしいのか、そうでないのか見当のつかないことが多い。

こうしてみると、女房に関する研究はそれほど多くはないようである。史料が断片的ということと、女房についての共通理解が少ないと結び付けるべき分野が提示しにくいということとが相互に作用してこのような現状を作り出していると考えられる。

本稿ではこの点を考慮して、幕府に近い人物や幕臣の残した記録が残存し、かつ史料的な制約が比較的少ないという理由から、足利義晴の将軍在職期（一五二一～四六年）を例としてとりあげ、室町御門天皇から正親町天皇の時期における禁裏女房の検出や職掌の検討を実証的に行い、その後の研究に先鞭をつけた。二者の成果を受け継ぎ、発展させる形で、女房の呼称あるいは呼称の相続に関する論考⁽²⁾、戦国期の禁裏女房に関する論考⁽³⁾、勾当内侍に関する論考⁽⁴⁾がある。

一方、武家に関して、古くは三浦周行氏の足利義政の乳母今参局

まず、女房についての基本的な事柄として、次の二点を確認して

一 足利義晴の女房—検出と出自の特定—

おきたい。

①「女房の官しなの事」⁽¹⁾・「簾中舊記」⁽²⁾・「大上臥御名之事」⁽³⁾といった女房に関する故実書によると、女房には臥次というランク付けがなされており、大上臥・小上臥・中臥・下臥という区別があった。男官に例えると、上臥は公卿、中臥は殿上人、下臥は地下に相当するとされている。⁽⁴⁾

②女房は実名で呼ばれることはほとんどなく、「宮内卿局」や「近衛局」、あるいは「北方」という具合に局名で呼ばれていた。こうした呼称の付け方には、官の名を付す召名、國の名を付す国名、京都の小路の名を付す小路名、方角を付す方名や向名、「一対」や「二対」といった対名、「あこ」や「あちや」といった幼名などがあり、それぞれの名の中にもランクが存在していた。⁽⁵⁾

以上の諸点を念頭において、ここでは次章で女房の構成などについて考えるための前提として、足利義晴の女房の検出ならびに出自の特定を行なう。

〔上臥〕

○上臥局

次の史料をみてみよう。

【史料1】『実隆公記』大永五（一五二五）年八月二十一日条
良秀大徳斎食請伴、資直朝臣明月続哥持來、点所望也、道堅來、各勧一盞、及晚皆明寺・済俊等招之勧酒、前左相⁽⁶⁾息女為伊勢守申次同名六郎左衛門罷向彼亭、武家上臥御事闕之間、可被進之由申之云々、就此事重々上臥局・同前左府等有書状、愚存分粗申之、山定乗房入滅、去月廿五日、六十六才云々、日野痴病事聞之、仍遣人了、

武家の上臥女房が欠けているという事情で、義晴のもとに入室するよう求められたこの女房は転法輪三条実香の息女で、出自は清華家の一つ転法輪三条氏である。⁽¹⁶⁾もともとは禁裏における上臥局の相続予定者であったが、大永五年の新御所完成と同時に義晴のもとへ入室した。⁽¹⁷⁾「一対局」と対名でも表記され、臥次は大上臥であった。⁽¹⁸⁾

○阿子局

『言継卿記』天文十五（一五四六）年正月二日条に「武家若公へ羽子「こき板・桔梗」進上了、御阿子局「高辻妹」へ文にて進了」〔〔〕内は割注・傍注、以下同じ〕とあり、阿子局は高辻長雅の妹⁽²⁰⁾で、出自は高辻氏である。臥次は上臥であった。⁽²¹⁾

○阿茶々局

『鹿苑日録』天文五年卯月二十一日条に「御阿茶々上郎」、『言継卿記』天文六年二月九日条に「武家之御阿茶々局」とみえるのみで、出自については不明である。臥次は上臥であった。

○佐子局

『言継卿記』天文十三年七月二十日条に「西光院「武家さこの局、淵掃部頭姉也、出家にて隠居八瀬、今出京也」」とある。⁽²²⁾「淵掃部頭」は三淵晴員に比定され、出自は室町幕府奉公衆であった三淵氏である。出家して八瀬に隠居したのち「西光院」と号したと記すが、これは記主である山科言継の誤記と考えられ、正しくは清光院である。⁽²³⁾『証如上人書札案』によれば、佐子局への証如書状の宛所が、天文七年正月までが「御さこの御つほね」、同年四月以降は「せいくわう院」と記されるようになるので、天文七年正月から四月にかけて落飾して清光院と号したのであろう。「嚴助往年記」⁽²⁴⁾天文三年十一月日条に「御佐古局御所退出、八瀬隠遁云々」とあることから、八

瀬に隠居したのは天文三年である。また足利義輝の乳母を勤めていたことが知られており、膾次は小上膾であった。

○今参局

『言継卿記』の天文三年から五年にかけての歳首の記事にその名がみえる⁽²⁸⁾のみで出自については不明である。今参局を小上膾とする史料もあることから、膾次は小上膾ではないかと思われる。

【中膾】

○左衛門督局

大永三年に摂津氏と関係の深い春日局へと呼称が変化する⁽²⁸⁾ことから、出自は室町幕府評定衆の摂津氏ではないかと考えられる。⁽²⁹⁾時期的に、摂津満親の息女にあたる春日局が養育し、天文六年に能登で死亡したとされる本願寺蓮如の息女⁽³⁰⁾にあたるのではないだろうか。

『親孝日記』大永二年七月一日条にみえる「摂津殿御局」も同一であろう。「大上膾御名之事」には中膾の呼称として左衛門督が確認され、膾次は中膾である。

○宮内卿局

『大館常興日記』をはじめ、『鹿苑日録』や『言継卿記』にしばしばその名がみえる。出自について示すと思われる次のようない史資料がある。

【史料2】『鹿苑日録』天文五年二月二十二日条

斎籠詣公府、進香合・盆・小高旦紙、進上有折紙、進上香合一箇・盆一枚・小高檀紙十帖、某月某日名判、奥鹿苑院進上之字同透好云々、蔭涼軒依歓樂大館左衛門^(晴光)佐披露、則御対面、左衛門佐江扇子一本「三百」・杉原十帖「三百」、同予州入道^(常興)江同前、御乳人宮内卿局^(江)紅帶二筋・杉原一束持參之、富森兄弟二百錢

充、

病気の蔭涼軒主に代わって将軍への進物を披露した大館晴光と、その関係者であろう大館常興・宮内卿局・大館氏被官の富森氏に梅叔法霖から礼がなされている。こうした際の人名の配列には、ある種の序列が反映されているという指摘⁽³¹⁾を踏まえると、大館氏やその被官の間に記される宮内卿局は室町幕府奉公衆の大館氏に近い人物、あるいは大館氏の出自ではないかと考えられる。⁽³²⁾義晴の乳母を勤めており、天文十九年に義晴が近江の穴太で死亡した際に落髮した⁽³³⁾。かなりの長寿を保つたようで、永禄十（一五六七）年まで生存が確認できる。⁽³⁴⁾「大上膾御名之事」には中膾の呼称として宮内卿が確認でき、膾次は中膾である。

○左京大夫局

『言継卿記』天文十三年閏十一月二十三日条に「從広橋被申摂津守元造朝臣勸進和歌、息女左京大夫局「武家」百ヶ日追善云々、今日遣了」とあり、左京大夫局は摂津元造の息女で、出自は摂津氏である。広橋兼秀が元造へ贈る和歌の作成を山科言継に依頼したのは、広橋氏と摂津氏が姻戚関係にあつた⁽³⁵⁾ということが大きな理由として考えられる。「津守局」や「つとの、御局」という具合に親の官途を付して呼ばれることがあり、膾次は中膾であった。⁽³⁶⁾

【膾次不明】

○飯川局

『鹿苑日録』天文六年七月二十八日条に「飯川御局」とみえるのみである。出自は室町幕府奉公衆であった飯川氏であろうか。

○一色晴具女

「足利系図」⁽³⁷⁾には、義晴の息女で天文十八年に宝鏡寺に入室する

理源⁽⁴⁰⁾の項に「母一色式部少輔女」とある。一色式部少輔は一色晴具に比定され、出自は室町幕府奉公衆であった一色氏である。

二 女房の構成と呼称

前章の結果に加え、足利尊氏から義輝のもとに入室した女房を検出すると（表1）のようになる。

この表をもとに室町幕府女房の構成をみると、手当たり次第という感じがしないでもないが、その出自はある程度決まっていたとみることが可能である。つまり、室町幕府女房はおおむね、

- A 公家の子女
 - B 将軍の側近あるいは奉公衆の子女
 - C 社家の子女
 - D 足利一門や守護の子女
- から構成されていたといえるのではないだろうか。
- ただし、AからDが均等に各将軍のもとに入室しているかと云ふと、そうではないようで、AとBが将軍に入室した女房の大半を占めている。Aの女房の家格は清華家以下に限られている。⁽⁴¹⁾また、『長禄二年以來申次記』⁽⁴²⁾によれば、足利義政に近侍した公家として正親町三条氏・飛鳥井氏・高倉氏を確認できることから、この中には将軍の側近公家がかなり含まれていたと考えられる。

一方、史料的な制約もあるだろうがDは極端に少なく、幕府奉行人や政所執事の伊勢氏から女房を受け入れたケースはみえない。例えば、細川高国⁽⁴³⁾の息女は北畠晴具のもとに入室し、伊勢貞陸の息女は高倉永家のもとに入室するなど、彼らの子女は公家や守護のもと

に入室するケースが多い。こうした事態は、特定の守護、奉行人や政所執事といった幕府内の官僚クラスとの結び付きを避けた結果として生じたのではないかと推測される。⁽⁴⁴⁾

また、出自の固定とともに、足利義持と義教に入室した洞院氏の息女が西御方を名乗るなど、女房の呼称も出自によってある程度定まっていたと思われる。それが顕著なのが摂津氏の場合であり、能秀と満親の息女、元造の養女⁽⁴⁵⁾はそれぞれ義満・義政・義輝に入室し春日を名乗っている。さらに、満親の息女と元造の養女は春日を名乗るまでに呼称が変化していたことを知る。

このような呼称の変化について示唆を与えてくれるのが、『基恒日記』康正元（一四五五）年八月日条と「大上謫御名之事」である。前者は「殿中伺候女中昇進」として、足利義政に伺候した女房の昇進に伴う呼称の変化について記しており、①鴨祝の息女は右衛門佐から兵衛督、②大中臣有直の妹は阿茶子から別当、③乳母局の息女は少将から大蔵卿、④新大夫は右京大夫、⑤摂津満親の息女は左京大夫から左衛門督さらに春日、⑥赤松貞村の息女はト部から宮内卿へと呼称が変化している。

後者には、中蘿の女房に付す呼称について記した次のようない部分がある。

【史料3】「大上謫御名之事」

中らうのつくくらいもさんちうなり、一てう殿・二てう殿・三てう殿・れんせい殿・かすか殿・ほり川殿・高くら殿・京こく殿・大ミや殿・はうもんとの・大納言殿・ごん大納言殿・しん大なこん殿、此つきハミンふきやうとの・あせち殿・そち殿・中なこんとの・しんちうなこんとの・別当殿・さへもんのかミ

(表1 足利氏歴代女房)

●尊氏

女房名	出自	蔭次	備考	典拠
越前局	?	下蔭	出産(?)直冬)	足利
?	加子六郎女		出産(?)男子)	諸家

●義詮

女房名	出自	蔭次	備考	典拠
小河殿(一对局)	田中通清女	上蔭	出産(延文02男子・延文03義満・貞治03満詮)、応永20叙爵・死亡、(良子・如光・洪恩院)	師守・満済
?	渋川義季女		幸子	尊卑

●義満

女房名	出自	蔭次	備考	典拠
北向(三品局)	?	上蔭	(慈常)	迎陽
東御方	日野資俊女	上蔭		迎陽
高橋殿(西御所)	?	上蔭	(慈延)	花営・満済
対御方	四条隆郷女	上蔭	(如善)	迎陽・看聞
一条局	?	中蔭	(性吉)	迎陽
春日局	摂津能秀女	中蔭	出産(応永01義嗣)、(淨文)	系図
坊門局	和氣広成女	中蔭	応永31死亡	薩戒・満済
新中納言局	三宝院坊官安芸法眼女	中蔭	出産(応永01男子・応永03女子)、応永13死亡、(量子・淨珠・円照院)	迎陽・教言
美作局	?	下蔭	明徳03死亡	常楽
柳原殿(加賀局)	実相院坊官長快法印女		出産(永徳01男子・至徳02男子)、(如勝)	愚管・常楽・迎陽
池尻殿	泉阿継子		出産(応永08女子・応永13女子)、応永14叙爵、応永31死亡、(慈隆)	吉田・兼宣・教言・迎陽
紫殿	?		応永28叙爵、(春子)	薩戒
?	大炊御門冬宗女		出産(?)光照院尊久)	建内
?	三宝院坊官安芸法眼女		出産(至徳03義持・応永01義教・応永04覺窓聖仙)、応永06死亡、(慶子・慈蕃・勝鬱院)	相国・足利
?	宇治大路氏		出産(応永03女子)	迎陽
?	?		出産(応永02大慈院聖久・応永03大慈院聖紹)、応永28死亡、(寧福院)	看聞・師郷・建内

●義持

女房名	出自	蔭次	備考	典拠
南向	徳大寺実時女	上蔭	出産(?)女子)、応永24叙爵、正長01落飾、嘉吉02叙爵・死亡、(俊子・法久院)	満済・兼宣・徳大・師郷
西御方	洞院氏	上蔭	応永27落飾	看聞
上御方	?	上蔭		八講
民部卿局	?	中蔭	応永16入室	教言
小兵衛督局	?	中蔭	出産(応永17寿山瑞永)	教言

●義量

女房名	出自	蔭次	備考	典拠
新兵衛督局	?	中蔭		満済

●義教

女房名	出自	蔭次	備考	典拠
上蔭局	三条公光女	上蔭	永享05突鼻	満済・看聞
上蔭局	三条公雅女	上蔭	出産(永享09男子)	満済・薩戒・師郷
西御方	洞院満季女	上蔭	出産(永享05了山聖智)、永享06落飾	満済・看聞
廊御方	日野資子妹か	上蔭		満済

女房名	出自	蘿次	備考	典拠
あこ局	日野重光女	上蘿	永享05懷妊	満済
あや御料	鳥丸資任女	上蘿	出産(永享10女子)	看聞・御産
今參局	土岐頼忠女	上蘿		慈照
三条局	?	中蘿	永享09落飾	師郷
大納言局	白川資忠王女	中蘿		満済
大納言局	善法寺氏	中蘿	出産(永享04女子)	看聞
新大納言局	伯二位女	中蘿	出産(永享01女子)、永享03突鼻、永享04落飾	御産・満済・看聞
右衛門督局	?	中蘿	出産(永享04女子)	満済
小宰相局	?	中蘿	出産(永享04女子・永享08男子・永享11義親)、享徳03死亡	満済・看聞・師郷
宮内卿局	赤松則綱女	中蘿	出産(永享06小松谷義永)	看聞
小督局	和氣卿成妹	中蘿		満済・看聞
小弁局	?	中蘿	出産(永享07男子)	満済
伊予局	?	下蘿	出産(永享02女子)、永享02死亡	満済
?	山名氏			満済
?	宇治大路氏		出産(?)日山理永)	大乘
?	朝日氏		出産(永享07政知)	看聞
?	月輪尹賢女			満済
?	日吉樹下女		永享05突鼻	看聞
?	田中享清女		出産	大乘

●義政

女房名	出自	蘿次	備考	典拠
上蘿局(廊御方)	今出川氏	上蘿	延徳02落飾	政所・実隆・御名
めめ局(一対局)	三条氏	上蘿		実隆・御名
あちや局	三条実量女	上蘿		常徳
御料人局	三条公量女	上蘿	出産(長祿04女子)、長祿04死亡	尊卑・経覚
ちやちや局	徳大寺公有女	上蘿	永正04死亡、(法雲院)	後法・実隆・徳大
あと局	細川備中守女	上蘿		蔭涼
今參局(上蘿局)	大館滿冬女	上蘿	長祿03死亡、(祥仁・摶取院)	大館・大乘
佐子局	大館持房女	上蘿	出産(享徳04堯山性舜)、長祿03突鼻、(長子・陽西院)	康富・大乘・鹿苑
ごい局	一色右馬頭女	上蘿	出産(宝徳02女子)、長祿03・寛正01突鼻	基恒・大乘・長祿
冷泉局(右衛門督局・新兵衛督局)	鴨祝女	中蘿	康正01昇進	基恒・常徳・北野
春日局(左京大夫局・左衛門督局)	摶津満親女	中蘿	康正01昇進、延徳01死亡	基恒・蔭涼
堀川局	賀茂氏	中蘿		大乘・北野・実隆
藤大納言局	飛鳥井雅親女	中蘿	寛正01入室	長祿・御名
中納言局	東坊城長遠女	中蘿	享徳03死亡	尊卑
中納言局	?	中蘿		親元
新中納言局(藤宰相局)	高倉永繼女	中蘿		山科・実隆
別当局(あちやこ局)	大中臣有直妹	中蘿	出産(享徳03女子)、康正01昇進、長祿03突鼻	基恒・大乘
新兵衛督局	?	中蘿		蔭涼・山科
大藏卿局(少将局)	乳母局女	中蘿	康正01昇進、延徳01落飾	基恒・蔭涼
宮内卿局(卜部局)	赤松則村女	中蘿	出産(長祿02女子)、康正01昇進、長祿03突鼻	基恒・宗賢・大乘
左京大夫局	摶津氏か	中蘿		晴富・北野
右京大夫(新大夫局)	?	中蘿	康正01昇進	基恒
少将局	?	中蘿	出産(寛正05女子)	御産
ちやあ局	二階堂被官三富親類		出産(寛正06男子)	親元

●義尚

女房名	出自	蘗次	備考	典拠
上萬局(あちや局)	武者小路隆光女	上蘗	出産(文明12義澄)、文明09受戒、(了祐)	実隆・尊卑
権大納言典侍	万里小路冬房女	上蘗	かつて後土御門天皇女房、長享01落飾、長享02死亡、(真妙・瑞林院)	実隆・尊卑
あやや局	柳原行光女	上蘗		尊卑・御名
やち局	山名氏	上蘗	出産(文明18女子・長享01女子)、永正06死亡、(瑞泉院)	実隆・後法
?	三条公綱女			大乘

●義材・義植

女房名	出自	蘗次	備考	典拠
あちやちや局	本郷政泰女	上蘗	春日局の跡として摂津政親猶子	將軍
ちやあ局	山名重豊女	上蘗		敵助
堀川局	?	中蘗		実隆
新中納言局	中山宣親女	中蘗	のち後奈良天皇女房、(興子)	実隆・中山

●義澄

女房名	出自	蘗次	備考	典拠
上萬局	?	上蘗		実隆
あちや局	?	上蘗		永源
あちやちや局	?	上蘗		実隆
新兵衛督局	?	中蘗		守光
中将局	波多野氏	中蘗		藤岡・実隆
左京大夫局	摂津氏か	中蘗		頭人・実隆

●義晴

女房名	出自	蘗次	備考	典拠
一対局(上萬局)	三条実香女	上蘗	大永05入室	実隆
あこ局	高辻長雅妹	上蘗		言継
あちやちや局	?	上蘗		鹿苑
佐子局	三淵晴員姉	上蘗	義輝乳人、天文03退出、天文07落飾、(清光院)	御成・敵助・言継
今参局	?	上蘗		言継
春日局(左衛門督局)	摂津氏か	中蘗	大永03昇進	実隆
宮内卿局	大館氏か	中蘗	義晴乳人、天文19落飾	鹿苑・万松
左京大夫局	摂津元造女	中蘗	天文13死亡	言継
飯川局	飯川氏か			鹿苑
?	一色晴具女			足利

●義輝

女房名	出自	蘗次	備考	典拠
春日局	摂津元造養女	中蘗		尊卑
小侍従局	?	中蘗	出産(永祿07女子・永祿08女子)	言継
?	葉室頬繼女			尊卑・葉室

- 「女房」欄のカッコには別称や昇進前の呼称を記した。
- 「蘗次」欄は故実書や他史料より推定した蘗次を記した。
- 「備考」欄には特記すべき事項などを記した。また、出産のあとのかっこには出産年と子女名(不明の場合は?)を示し、そのほかのかっこには実名・法名・院号を示した。
- 「典拠」欄の正式な名称は以下のとおり。本表の作成にあたっては臼井信義『足利義満 新装版』(吉川弘文館、1989年)、湯之上隆「足利氏の女性たちと尼寺」(『古代中世史論集』吉川弘文館、1990年)も参照した。

足利…足利系図 諸家…諸家系図纂 師守…師守記 満済…満済准后日記 尊卑…尊卑分脉 迎陽…迎陽記 花營…花營三代記 看聞…看聞御記 系図…系図纂要 薩戒…薩戒記 教言…教言卿記 常樂…常樂記 愚管…愚管記 吉田…吉田家日次記 兼宣…兼宣公記 建内…建内記 相国…相国攷記 師鄉…師鄉記 德大…徳大寺家譜 八講…八講部類記 山礼…山礼記 御産…御産所日記 慈照…慈照院殿御髮置記 経覚…経覚私要鈔 後法…後法興院記 蔭涼…蔭涼軒日錄 大館…大館持房行状 康富…康富記 鹿苑…鹿苑日錄 基恒…基恒日記 長祿…長祿四年記 北野…北野社家日記 親元…親元日記 山科…山科家札記 宗賢…宗賢卿記 晴富…晴富宿祢記 将軍…將軍宣下記 敵助…敵助往年記 中山…中山家譜 永源…永源寺文書 守光…守光公記 藤岡…藤岡氏所藏文書 頭人…頭人御加判引付 言継…言継卿記 御成…天文八年 佐々木亭御成記 万松…万松院殿穴太記 葉室…葉室家譜

(表2 呼称の序列)

呼称	①	②	③	④	⑤	⑥	公家	備考
A 一条							上臈	
二条							上臈	
三条							上臈	
冷泉							上臈	
春日				●			上臈	
堀川							上臈	
高倉							上臈	
京極							上臈	
大宮							上臈	
坊門							上臈	
大納言							小上臈	
権大納言							小上臈	
新大納言							小上臈	
B 民部卿							小上臈	
按察使							小上臈	
帥							小上臈	
中納言							小上臈	
新中納言							小上臈	
別当	●						小上臈	
左衛門督		●					小上臈	
右衛門督							小上臈	
宰相							小上臈	
兵衛督	●						小上臈	
大蔵		●					小上臈	
治部卿							小上臈	
刑部卿							小上臈	
宮内卿			●				小上臈	
左京大夫			○				中臈	
右京大夫		●					中臈	
大貳							中臈	
中將							中臈	
縫殿							?	
C 大夫							中臈	
小大夫							中臈	
新大夫		○					中臈	
弁							中臈	
少將		○					中臈	
侍従							中臈	
左衛門佐							中臈	
右衛門佐	○						中臈	
少納言							中臈	
せう							中臈	少輔?
大進							中臈	
太夫							中臈	
すけ							中臈	佐?

1. 呼称は仮名交じりで表記されているが、判明するものは漢字に改めた。
 2. 「公家」欄の臈次は「薩戒記」『古事類苑 姓名部』吉川弘文館、1967年に
よった)に示されたものに従った。

殿・うへもんのかミ殿・さいしやう殿・兵衛のかミ殿・大くら
殿・ちふきやうとの・きやうふきやふ殿・くないきやう殿・左
京大夫殿・右京の大夫殿・大に殿・中しやう殿・ぬい殿、此次
はたいふ殿・こたいふ殿・しんたいふ殿・へん殿・少将殿・し、
う殿・さへもんのすけ殿・うゑもんのすけ殿・小なこんとの・
せう殿・大しん殿・たゆふとの・すけとの
史料では三十としているが四十五を列挙している。史料中の「此
つきハ」あるいは「此次は」という語句に注意すると、同じ中臈の
呼称でも春日や堀川といった上位のものから、新大夫や侍従といいう
下位のものまで三つのランクがあり、召名よりも小路名のほうがラ

ンクが上であったことがわかる。なお、これらの呼称は公家では上
臈・小上臈・中臈に付すものとして認識されていいる点が武家とは異
なるものの、そのランク付けはおおよそ一致する。

ここで、①～⑥の呼称の変化を、【史料3】の呼称の序列にあて
はめてみると(表2)のようになる。昇進前の呼称に「○」、昇進
後の呼称に「●」を付けると、①・③・④・⑤は昇進の際に呼称が
同一ランク内でも上位のもの、あるいは上のランクのものへと変化
していることがわかる。

このように女房が昇進する場合は、呼称が徐々に上位のものへ変
化していくと考えてよいだろう。臈次そのものが変化する事例もあ

るが、こうした例はむしろまれであり、公家を出自とする女房が上⁽⁴⁶⁾脇となるケースが多いなど、脇次と呼称は出自と密接に関係していると思われる。女房が昇進する要素としては、②・③・⑥は昇進の前後に義政の配偶者となつて女子を設けており、⑤は義政のもとに三十年近く伺候していることから、出産や出仕の期間があげられるのではないだろうか。

三 女房の経済基盤と職掌

室町幕府女房の構成や呼称が明らかとなつたところで、最後に彼女たちの生活を支える経済基盤と職掌にはどのようなものがあるのか、検討することにしよう。

(1) 経済基盤

女房の中には御料所の代官に補任されたり、自身の所領を持つものもあり、はじめにこうした土地からの収入が考えられる。例えば、宮内卿局には摂津国豊嶋郡利倉庄の地頭職⁽⁴⁸⁾や若狭国宮川保⁽⁴⁹⁾が、佐子局には加賀国五ヶ庄や得丸保⁽⁵⁰⁾が御料所として預け置かれていた。『大館常興日記』には、宮川保からの年貢収入のうち、四分の三が宮内卿局に支払われていたことがみえる。また、佐子局は洛中四条室町東頬の屋地⁽⁵¹⁾を、左京大夫局は氏長者領である近江国志賀郡苗鹿村⁽⁵²⁾を一時的に領有していた。

その一例として、天文十二年に大友義鑑が肥後国の守護職を拝領した時の関係史料をみてみよう。

【史料4】宮内卿局消息（『大分県史料』三二二の一三八号）

また、年俸や月給といった幕府から受ける手当も経済基盤の一つにあげることができる。「簾中舊記」には女房の手当について記した箇所があり、大上脇には年三十八貫文と行器料として月三貫文、小上脇には年三十五貫文と行器料として月一貫五百文、中脇および

下脇には年三十二貫文と行器料として月一貫文が支払われると規定されていた。こうした手当は幕府政所から支出されていた。⁽⁵⁴⁾『親孝日記』大永二年七月二日条には「摂津殿御局御ほかい百疋之事」とある。摂津殿御局はさきにみた中脇の左衛門督局と同一と思われ、この女房に行器料として一貫文が支給されたことを示すものであろう。支給された一貫文という行器料は、「簾中舊記」の規定にあつた中脇の月給と一致する。そのほか、御料所からの年貢収入の一部も手当として支給されていた。⁽⁵⁵⁾

しかし、土地からの収入は不定期であつたり、幕府からの手当も支払いが滞ることがあったことを考えると、女房の経済基盤は別にあつたのではないだろうか。『大館常興日記』には、諸方から将軍のものに寄せられた一字拝領や官途奏請、あるいは進物披露に関する依頼が大館常興や女房を通じて将軍に披露された記事が散見する。⁽⁵⁶⁾程度の差こそあれ、披露者やその周辺に位置する人に対しても依頼者側から礼銭や礼物が送られるのが常であり、こうした諸方からの依頼はかなり頻繁であったことを考へると、女房の主たる経済基盤は依頼などを取次いだことにより諸方からもたらされた礼銭や礼物であったと思われる。

その一例として、天文十二年に大友義鑑が肥後国の守護職を拝領した時の関係史料をみてみよう。

なをなをせう光^(勝光寺)しへ申候、めてたきこと又々申うけたまはり候へく候、かしく、
ひこの國しゆこしきの御事、先例のことく御けちをなされ候に
付てしそうをさし上せ御れい御申候、めて度覚させ御座候、御^(下知)
^(使使)

文のやう能々申入候、又わたくしへも千疋たひ御坐候、めて度
御うれしく思まいらせ候、

大とも

しゆりの大夫とのへまいる 御返事申給へ 宮

肥後国の守護職を拝領した義鑑が、翌年に使僧を上洛させて礼物を
進上したことに対する宮内卿局の消息である。文中に「わたくしへ
も」とあるように、宮内卿局のほか、足利義晴・義輝・御台・大館
晴光にも太刀や馬をはじめとした礼物や、黄金や鷺眼などの礼錢が
進上されている。⁽⁶⁰⁾ 宮内卿局は「御文のやう能々申入候」と記すよう
に、義鑑の書状を将軍に取次いだことにより千匹（十貫文）が進上
されたのであろう。ここで宮内卿局に進上された十貫文は、中藪女
房の年俸として規定されていた金額のおよそ三分の一に相当するこ
とからも、取次ぎによる収入の占める割合の大きさが推測できる。

（2）職掌

女房の職掌としてあげられるのは、まず将軍の御成に隨身すること
である。天文八年十月に足利義晴が六角定頼の宿所に渡御した時
には上藪局と佐子局が、同年十二月に義晴が細川晴元の邸宅に渡御
した時にはさきの兩人と宮内卿局が隨身⁽⁶¹⁾している。御成に隨身した
女房の藪次をみてみると、上藪局は大上藪、佐子局は小上藪、宮内
卿局は中藪である。「簾中舊記」には御成に供奉する女房の人数と
して、大上藪一人・小上藪一人・中藪三人と記されている。天文八
年の御成の場合はそれより少人数であるものの、御成への隨身は上
藪や中藪の女房の職掌であった。

次にあげられるのは、経済基盤とも関係する取次ぎである。

【史料5】『大館常興日記』天文八年十一月二十五日条

摂津守元造朝臣官途修理大夫事、以申状被申之、彼祖父之親朝臣
此官也、仍其時之女房奉書「後花園院宸筆也云々」并口宣「慈
照院殿様御判被居之」両通被備 上覽之、仍此分以宮内卿殿御

局伺之也、仍則被御申入之処、於様躰者委被聞召訖、乍去被思

食子細ある間、今ちと可被相待申由被仰出之云々、然者則以愚
札^(摂津元造)撰州方へ申遣也、

摂津元造の祖父之親は、掃部頭および摂津守を通例の官途とする
家系の中で、文正元（一四六六）年に初めて修理大夫となることを
許された。⁽⁶²⁾ 祖父の例にならってその官途を申し受けたいという元造
の依頼は、大館常興から宮内卿局を通して将軍の意向が尋ねられて
いる。その結果、まだ時期尚早であるという将軍の意向が逆のルー
トで元造へと伝達されている。

このように間に人が介在して取次ぎをするのには、どのような理
由が考えられるのだろうか。『鹿苑日録』天文八年七月二日条には
「公府御乳人宮内卿殿へ以文、侍衣為使食籠二・柳三荷献之、上意
江ハ聊爾之間御局迄進也」とあり、梅叔法霖は食籠と酒樽を直接將
軍に進上するのは「聊爾」、つまり失礼であるという意識から、間
を宮内卿局にとりなししてもらおうとしている。恐らく【史料5】の
場合も、直接將軍に意見を言上るのは失礼にあたるという意識か
ら、大館常興や宮内卿局が元造と將軍の間に介在していたのだろう。
こうした形式的な理由のほか、將軍にすべてを披露せず、一旦、側
近のほうで事態の整理を図るという機能的な面での理由も考えられ
る。

取次ぎは女房の仕事も行なつており、経済基盤とも関係すること
から、女房にとつて一般的な職掌であったと思われる。⁽⁶³⁾ その中でも

将軍と第三者、とりわけ将軍と側近との取次ぎは、ほぼ宮内卿局や左京大夫局といった中虜の女房が行なつていて⁽⁶⁾。足利義政期（一四九〇七年、死亡は一四九〇年）に将軍との取次ぎを行なつた少将局・新兵衛督局・春日局・堀川局⁽⁶⁾、義澄期（一四九四～一五〇八年）に将軍との取次ぎを行なつた中将局や左衛門督局⁽⁶⁾はいずれも中虜で、堀川局や左衛門督局は将軍の意を奉じる奉書も発給しており、中虜の女房は将軍と側近との間を結ぶパイプとしての役割を果たしていた。

そのほか、特定の女房には、将軍家の御用達土倉とでもいうべき公方御倉からの要脚出納を管理するという職掌があつたのではない

かと思われる。

【史料6】『大館常興日記』天文七年九月朔日条

日行事⁽⁶⁾豆州⁽⁶⁾へ以折紙申候、六条八幡宮御修理事、治部河内守申之段、先日各談合申之、仍御馬代一疋分御倉に可有御座候へちに御足付御さなく候ハヽ、先これを可被參歎旨、宮内卿御局へ尋申候処、いかにも可然候、御祈禱事候間、其分無御別儀之由御返事也、仍治部河内守方より御倉正実方へ直申候て可請取申候由可申遣候、当日行事自然儀御心得可目出旨申之也、

六条八幡宮の修理について、馬代一疋分だけ御倉にあるほかはとりたてて金策のあてがないので、まずこの馬代を修理料にあててはどうかという大館常興からの問い合わせに対し、祈禱のことであるので特に異存はないという返事が宮内卿局からなされている。彼女の返事を受けてから、御倉の正実坊⁽⁶⁾に直接話しをして馬代を請け取るよう、幕府奉行人である治部貞兼に常興が伝達をしている。

ここで注目されるのは、宮内卿局は将軍の意向を伺うことなく、

自身の一存で常興より示された公方御倉からの要脚支払いを領掌していることである⁽⁶⁾。宮内卿局は御料所から運送される年貢錢の御倉への収納にも関与しており、要脚の出納管理は彼女に一任されたのではないかと考えられる。

そもそも、公方御倉からの要脚の支払いは、申請者が政所寄人たる奉行人のものに赴き、切符（支払依頼書）に下書を受けるという手続きを経ていたことが知られている⁽⁶⁾。室町期を通じて、この手続きにさしたる変化はなかつたと思われる⁽⁶⁾。

ここに宮内卿局が関与するようになった要因として、まず個人的な資質をあげることができる。例えば、「錢主賦引付」⁽⁶⁾には宮内卿局が奉公衆結城某に対して八貫六百文を貸していったという記事がみえ、六角義賢へ婚姻の祝儀として送る樽代を彼女が立て替えたりしている。こうした金融業を展開することで御倉との接点が生じ、その運営に関与するようになつたのではないだろうか。また、山門被官であつた正実坊⁽⁶⁾らが、伊勢氏の被官となつたことで、請負土倉であつた公方御倉が家政機関の一部へと変化したことにより、特定の女房がその運営に関与する機会が生じたとみることも可能であろう。禁裏では御倉の出納管理を行なう勾当内侍という女房が存在したことを見ると、幕府内にもこうした女房がいた可能性は考えられる。時期はさかのぼるが、『陰涼軒日録』をみると、御倉の物品管理は春阿・千阿・調阿・万阿といった同朋衆が行なつており、女房の御倉への関与とともに要脚と物品の管理は女房と同朋衆との間で権限分割がなされるようになつたのかもしれない。

これらの職掌のうち、将軍と側近との取次ぎや要脚の出納管理など、幕政に関わる部分で重要な役割を担つていたのは、ほとんどが

中蘩の女房である。彼女達は殿中に伺候して、將軍に近侍していたことが知られる。⁽⁸⁰⁾

この点に関して、『大館常興日記』には次のような記事がある。

【史料7】『大館常興日記』天文十年十一月二十五日条

能州畠山匠^(義慈)作より以飛脚書状在之、至坂本被移御座候由驚奉存旨被申候也^{日付ハ去八日也}、此状飯川与次郎方より被取次之也、仍則以女中衆可備 上覽候処、宮内卿殿・左京大夫殿両御局、姫^(マメ)京さま入江殿へ御出候いて御参候間、佐^(大館晴光)かたへ申遣之、被備

上覽候て可給候由以書状申之、佐他行云々、使富源介也、

將軍足利義晴が細川晴元との不和により、京都を逃れて近江の坂本へ居所を移した時のことで、安否を問う能登守護畠山義総からの書状は「以女中衆可備 上覽」ということであった。しかし、義晴の息女とともにに入江殿に出向いているため、ひとまず大館晴光のもとへ遣わしたとある。記主である大館常興は宮内卿局や左京大夫局といった中蘩女房を「女中衆⁽⁸¹⁾」と記しており、彼女達が幕府内である役割を担つた集団として認識されていたことと深く関係するのだろう。

おわりに

本稿では室町幕府女房の実像に迫るべく、足利義晴期を例にとりながら、女房の構成や呼称、経済基盤や職掌について検討を加えてきた。

室町幕府女房はおおむね公家の子女と、將軍の側近あるいは奉公衆の子女から構成されていた。女房には、出自に相応した蘩次や名

乗るべき呼称があつたと思われ、何らかの功績により昇進する場合は、呼称が徐々に上位のものへと変化したり、まれに蘩次そのものが変化する場合もあった。経済基盤には土地からの収入や幕府からの手当、取次ぎによる収入があり、職掌には將軍の御成への随身や取次ぎ、そのほか要脚の出納管理に関与していた可能性もある。職掌のうち、將軍との取次ぎや要脚の出納管理など、幕政にかかわる部分で重要な役割を担っていたのは、ほとんどが中蘩の女房であった。

これまで検討してきた室町幕府女房の構成や職掌に関する特徴は、禁裏女房とかなりの部分が共通する。禁裏の女房は清華家以下の家柄を出自とする者から構成されており、上蘩局は転法輪三条氏、大納言典侍は広橋氏、勾当内侍は高倉氏と東坊城氏という具合に、出自によりなりうる女房の格が定まっていた上、呼称やそれに付随する権益は一族間で相続されていた。⁽⁸²⁾また、禁裏でも取次ぎの一種である女房奉書の発給や、要脚の出納管理には中蘩、とりわけ勾当内侍が関与していた。⁽⁸³⁾

しかし、禁裏では出仕が長期にわたる女房が多いのに比べると、室町幕府女房は將軍の代替わりごとに一新される傾向にあり、⁽⁸⁴⁾將軍の意向が色濃く反映され、その動向に左右される側近衆的な要素が強いのではないかと考えられる。將軍の意向とか動向とかいうと、無秩序と思われるがちであるが、これまでの検討でも明らかかなように、構成や職掌などの面でかなりの秩序は形成されていた。

こうした秩序がいつごろ形成されたのかという点について、大まかに展望を付しておく。(表1) をみればわかるように、南北朝期には加子六郎の息女が足利尊氏に、渋川義季の息女が義詮のもとに

入室したりと、足利一門から女房を受け入れたケースがある。恐らく、当初は一門の結束を保つ目的で創出され、足利義満期（一三六八～九四年、死亡は一四〇八年）が一つの画期となり、部分的な公武支配のテコ⁽⁸⁾へと変質して秩序化したものが室町幕府女房であったのではないかと考えている。

- （註）
- 1 是澤恭三「御湯殿上日記の構成」（『国史学』四九・五〇合併号、一九四四年）、奥野高廣「室町時代の皇室御経済運用機関」（『皇室御経済史の研究 正編』国書刊行会、一九八二年）。
 - 2 吉野芳恵「室町時代の禁裏の女房—勾当内侍を中心として—」（『国学院大学大学院紀要』一三、一九八一年）、同「室町時代の禁裏の上臈—三条冬子の生涯と職の相伝性について—」（『国学院雑誌』八五一、一九八四年）、桑山浩然「室町時代における公家女房の呼称」（『女性史学』六、一九九六年）。ほか、呼称の相続については、木村洋子「室町時代中・後期女房職相伝をめぐって—大納言典侍広橋家を中心にして—」（『家・社会・女性—古代から中世へ—』吉川弘文館、一九九七年）を参照。
 - 3 神田裕理「織田期における後宮女房について」（『家・社会・女性—古代から中世へ—』吉川弘文館、一九九七年）。
 - 4 脇田晴子「日本中世女性史の研究—性別役割分担と母性・家政・性愛—」（東京大学出版会、一九九二年）。
 - 5 三浦周行「足利義政の政治と女性」（『日本史の研究』二上）岩波書店、一九八一年）。ほか、今参局については、家永遵嗣「『三魔』—足利義政初期における将軍近臣の動向—」（『日本歴史』六一六、一九九九年）を参照。

- 6 田端泰子「日本中世の社会と女性」（吉川弘文館、一九九八年）。
- 7 ほか、室町幕府の女房について触れたものに、菅原正子「日野家領文書写」について」（『中世公家の経済と文化』吉川弘文館、一九九八年、初出一九九一年）、山田康弘「手日記と意見状—將軍足利義晴治世期の御前沙汰手続—」（『史学雑誌』一〇四一、一九九五年）、鈴木智子「室町将軍家の女房について—義政期を中心に—」（『年報中世史研究』二五、二〇〇〇年）がある。
- 8 高橋修「日野（裏松）重子に関する一考察—その政治介入を中心として—」（『国史学』一三七、一九八八年）、田中淳子「室町殿御臺の権限に関する一考察—日野富子を中心にして—」（『女性史学』四、一九九四年）。ほか、御台については、羽下徳彦「義教とその室」（『中世日本の政治と史料』吉川弘文館、一九九五年、初出一九六六年）、湯川敏治「足利義晴将軍期の近衛家の動向—種家と妹義晴室を中心に—」（『日本歴史』六〇四、一九九八年）を参照。
- 9 湯之上隆「足利氏の女性たちと尼寺」（『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年）。
- 10 将軍のほか、御台にも女房は仕えていたが、本稿では将軍付きの女房を室町幕府女房と呼んでいる。御台の女房については、田端泰子「日本中世女性史論」（塙書房、一九九四年）、同「女人政治の中世—北条政子と日野富子—」（講談社、一九九六年）を参照。
- 11 「群書類從 五」（続群書類從完成会、一九九五年）によった。永徳二（一三八二）年の成立。
- 12 「群書類從 一二三」（続群書類從完成会、一九八七年）によった。伊勢貞丈の識語によれば、伊勢貞陸の作である。
- 13 足利義政期の女房や服飾規定などについて記したもの。本稿の作成にあたり、異名同本も含めて以下の五部を参照した。
①「大上臈御名之事」
②「上臈名之事」
東京大学史料編纂所に所蔵する水戸彰考館本の写本（架番号二〇五七一七七）。天正十七（一五八九）年三月十三日に伊勢貞知から薩摩伊勢家の祖貞昌に与えた旨の奥書がある。

③「上蘭名之事其外色々」

東京大学史料編纂所に所蔵する「島津家文書」のうち（架番号五
五一二六一）。（②本と同様の奥書きを持つ。）

④「大上蘭御名之事」

東京大学史料編纂所に所蔵する「島津家文書」のうち（架番号五
五一二五一八）。寛永三（一六二六）年四月七日に伊勢貞昌から
鹿児島藩士仁礼藏人頭に与えた旨の奥書きがある。

⑤「女房衆の名そのほか色々のまき」

東京大学史料編纂所に所蔵する「島津家文書」のうち（架番号五
五一二五一三）。奥書きはない。

内容の配列などをみると、①～④本は同系統の写本で、⑤本は別系統の写本と思われる。本稿では⑤本を最善本と判断し、史料などで利
用する際の底本とした。なお、薩摩伊勢家については、五味克夫「故
実家としての薩摩伊勢家と伊勢貞昌―関係史料の紹介」（『鹿大史学』
三四、一九八六年）を参照。

註1 奥野論文。

【尊卑分脉】（吉川弘文館、一九九八年、以下「尊卑」）でも「將軍家
上蘭」と注記のある実香の息女が確認できる。

【実隆公記】（以下「実隆」）大永五年九月七日条・同年十二月十三日
条。

【言継卿記】（以下「言継」）享禄二（一五二九）年二月二十四日条、
【公頼公記】（立教大学日本文学）六八・七一、一九九一年によった）
大永七年二月二十日条など。

【天文八年佐々木亭御成記】（続群書類従 三五）続群書類従完成会、
一九七二年によつた）、「大館常興日記」（以下「常興」）天文八年十二
月三日条。

【尊卑】には長雅に二人の妹がみえるが、いずれも注記はない。
【鹿苑日録】（以下「鹿苑」）天文六年五月二十一日条・同十三年六月
十三日条。

21 20 佐々局については、佐々木哲「赤松晴政の養子取りについて」（『ぐん
しょ』三七、一九九七年）、設楽薰「将軍足利義晴の嗣立と大館常興
の登場」（『日本歴史』六三一、二〇〇〇年）を参照。設楽論文は、佐
子局が大館氏の養女となつた可能性を指摘している。

25 24 23 「常興」天文八年十一月二十九日条・同十一年二月九日条など。
【改定史籍集覽】二五（臨川書店、一九八四年）によつた。

25 24 23 「天文八年佐々木亭御成記」、「上杉家文書」に収録する享禄三（一五
三〇）年のものと推定される大館晴光書状（『新潟県史 資料編三』
の四三九号）。

25 24 23 「言継」天文三年正月二十六日条・同四年正月四日条・同五年正月一
日条。

27 26 「大分県史料」三二（大分県教育委員会、一九八〇年）の一三九三・
一三九六号。足利義晴の正室（慶寿院）に黄金を贈つた際、大館晴光
からの返礼には「慶寿院殿様小上蘭文」とあり、これが「いま」の書
状にあたることによる。

27 26 「実隆」大永三年十一月十九日条。

29 28 「設樂薰「室町幕府評定衆撰津之親の日記「長禄四年記」の研究」（『東京
大学史料編纂所研究紀要』三、一九九二年）、平山敏治郎「春日局考」
〔民俗学研究所紀要〕二二、一九九八年）、註22設樂論文。
30 館残翁「続撰津氏史料」（富樫氏と加賀一向一揆史料）巖南堂書店、
一九七三年）。

32 31 「註2 桑山論文。

32 31 「系図纂要」一〇（名著出版、一九七五年）によれば、大館常興には
「大將軍義晴妾」と注記のある息女があり、この女性が宮内卿局にあ
たる可能性もある。

35 33 「鹿苑」天文五年二月二十二日条・同八年七月一日条。

34 33 「万松院殿穴太記」（群書類従 二九）続群書類従完成会、一九八二
年によつた）。

35 33 「言継」永禄十年六月六日条には、足利義輝の乳母を勤めていた春日
局が宮内卿局の屋敷を買得する記事がみえるので、この前後に死亡し
たものと思われる。

35 33 「尊卑」によると、広橋兼秀の祖父である兼顯の項に「母従四位下藤
原満親朝臣女」と注記があり、撰津満親の息女が広橋家に入つてゐる。
【鹿苑】天文七年三月十九日条、「常興」天文八年七月二十七日条など。

『鹿苑』天文五年十月十四日条。

「群書系図部集 二」（続群書類從完成会、一九八五年）によつた。

『鹿苑』天文十八年三月八日条。

「尊卑」をみると、撰閑家の子女は尼寺に入寺したり、一族内で婚姻するケースが多い。

「群書類從 一二二」（続群書類從完成会、一九八二年）によつた。瀧澤逸也「室町・戦国期の武家昵近公家衆—その構成を中心として—」（国史学）一六一、一九九七年）。

「尊卑」。また、「和長卿記」（東京大学史料編纂所架蔵の謄写本によつた）明応五（一四九六）年正月七日条によると、伊勢貞誠の息女は高倉永康のもとに入室したことが知られる。

註9湯之上論文では、将軍の妻妾に有力守護家の子女がほとんどみえないことについて触れ、「特定の有力守護家との婚姻関係による将軍権力との結びつきが、注意深く抑止されていたことによるものではなかろうか」と述べている。

「尊卑」、「言継」天文二十一年九月二十二日条・永禄二年十月十三日条。この人物については、註7菅原論文に詳しい。

「大上臘御名之事」によると、日野富子に仕えた近衛局は小上臘から大上臘へ昇進したとある。

「基恒日記」享徳三（一四五五）年七月十一日条、「康富記」享徳三年七月十日条、「宗賢卿記」（東京大学史料編纂所架蔵の『柳原家記録』一五七によつた）長禄二（一四五八）年閏正月二十七日条、「尊卑」、「御産所日記」（群書類從 一二三）によつた。

今谷明・高橋康夫共編「室町幕府文書集成」（思文閣出版、一九八六年、以下「集成」）三一四七号。

「常興」天文十年十月六日条など。

「鹿苑」天文五年十月二十七日条、「天文日記」天文五年九月二十八日条など。

「常興」天文九年卯月十七日条・同十年十一月十九日条など。

「集成」三二九二～九三号。

「集成」三二九二～九三号。

「蟾川家文書 一～三」（東京大学出版会、一九八一～八七年）二九・

七五・七八・三三〇・三三一・三九三・五一二号。この点、註6田端著書に詳しい。

「加州七ヶ御公用進納之日記」（ビブリア）八六、一九八六年によつた）。

「常興」天文八年閏六月二十七日条・同十年八月七日条。

「常興」天文九年卯月三日条には、乳母三人に対する二ヶ月分の行器料が未給であったことがみえる。

「常興」天文十年十一月二十九日条・同年十二月十七日条など。

「大分県史料 三三」の七三六～四〇号。

「大分県史料 三三」の一二三一・一三七・一一三八・一一四六号。

「天文八年佐々木亭御成記」、「常興」天文八年十一月三日条。

「親基日記」文正元年十二月二十九日条。

「常興」天文八年七月二十七日条・同九年十月二十八日条、「鹿苑」天文九年六月二十五日条。

註6田端著書では、鎌倉から室町期にかけて女房の重要な役割が行事や儀式の執行から取次ぎへ変化したと述べる。

「常興」天文九年五月八日条・同十年十一月十四日条、「親俊日記」天文十一年七月二十日条など。「大永四年日次記」（ビブリア）八九、一九八七年によつた）や「天文日記」をみると、佐子局も将軍との取次ぎを行なつてゐる。これは、佐子局が義晴の将軍職就任後から行動を共にしていて、将軍との個人的関係によるものであろう。佐子局の担つた役割については、神田千里「室町幕府と本願寺」（一向一揆と戦国社会）吉川弘文館、一九九八年）、註22設楽論文に詳しい。

「在盛卿記」（改定史籍集覽 二四）臨川書店、一九八四年によつた）長禄二年閏正月十八日条、「宗賢卿記」長禄二年閏正月二十六日条、「親基日記」文正元年十二月七日条、「蔭涼軒日録」（以下「蔭涼」）長享元（一四八七）年十月晦日条など。

「晴富宿祢記」明応四年三月八日条、「実隆」同年十一月十九日条・文龜三（一五〇三）年六月二十七日条など。

「実隆」永正四（一五〇七）年二月三日条、「久我家文書 一」（続群書類從完成会、一九八二年）の二九六号文書。

「蟾川家文書 一二」四八九号、ならびに「本能寺文書」（東京大学史料

編纂所架蔵の影写本によつた)によれば、実名は円運である。なお、

円運は『守光公記』(国立歴史民俗博物館架蔵の写真帳によつた)をみると、永正九年には活動の徵証がある。

ほか、『常興』天文七年九月二十六日条・同九年六月十三日条。

『常興』天文十年十一月四日条。

桑山浩然「中期における室町幕府政所の構成と機能」(『日本社会経済史研究 中世編』吉川弘文館、一九六七年)、下坂守「中世土倉論」

『日本中世の歴史像』創元社、一九七八年)。

『康富記』永享元(一四二九)年八月二十一日条、「捨芥記」(改訂史籍集覽 一二四)によつた)大永元年十一月二十四日条。

『室町幕府付史料集成 下』(近藤出版社、一九八六年)によつた。

『常興』天文八年閏六月一日条。

桑山浩然「室町幕府経済機構の一考察—納錢方・公方御倉の機能と成立—」(『史学雑誌』七三一九、一九六四年)、註72下坂論文。

『嵯川家文書 一二一四七号、五味文彦「管領制と大名制—その転換』(『神戸大学文学部紀要』四、一九七四年)。

註1奥野論文。

『蔭涼』寛正二(一四六二)年二月二十六日条・文正元年卯月二十五日条・長享二年五月七日条・延徳二年九月八日条など。

『常興』天文九年九月二十七日条、「鹿苑」天文八年十一月一日条・同十二年六月二十日条など。

この過程については、今谷明『室町幕府解体過程の研究』(岩波書店、一九八五年)に詳しい。

『常興』天文九年七月十一日条で、入江殿に入室することを契約した人物と同一であろう。

『女中衆』という表記は、『親基日記』文正元年七月二十八日条や『蔭涼』延徳二(一四九〇)年正月二十三日条、「実隆」永正二年三月六日条にもみえる。

註2桑山論文、註3吉野論文、註4神田論文。武家女房におけるこうした相伝性については、註7鈴木論文を参照。

註1奥野論文、註4脇田著書。
例えは、後柏原天皇の勾当内侍となつた東坊城松子は三人の天皇に伺

候した。

例えば、正長元(一四二八)年に足利義持が死亡した際には徳大寺実

時の息女(『徳大寺家譜』・『建内記』正長元年六月三日条)、長享三年

に義尚が死亡した際には大藏卿局(『蔭涼』長享三年卯月二十日条)、

天文十九年に義晴が死亡した際には宮内卿局(『万松院殿穴太記』)が

それぞれ落髮している。なお、徳大寺実時の息女は『兼宣公記』応永

二十四(一四一七)年正月八日条によれば、室町幕府女房としては異

例ともいえる三位に叙せられ、「俊子」と諱が定まつた。

義満の政治的志向については、臼井信義『足利義満 新装版』(吉川

弘文館、一九八九年)、今谷明『室町の王権—足利義満の王権纂奪計

画—』(中公新書一九九〇年)を参照。

88